◆保育所等入園申込みについて（概要編）

■利用の手続き　～入園までの流れ～（詳細はＰ９～Ｐ10 のフロー図を参照）

申込み 認定申請	保育課へ利用希望の申込みをします。（オンライン申請も可） （申込書一式、各家庭の状況に応じて就労証明書等の書類を提出）
∨	
入園調整	利用希望者の状況を点数化し、保育所の空き状況等を踏まえ、総合的に判断し、市が入園調整します。
∨	
入園・待機	利用先が決定した場合、市から通知があります。 ※入園ができなかった場合、「待機」となりますが、翌月、自動的に利用調整を行います。（申請不要）

■「保育の必要性」

保育所等は、保護者が就労などにより、**「家庭で子どもを保育できない場合」**に限り、保護者に代わって保育を行う**「児童福祉施設」**です。保護者のいずれもが下表の①～⑧のいずれかの要件に該当することにより、**子どもの保育をすることができない**と認められた場合のみ、保育所等の入園申請及び利用ができます。「集団生活を経験させたい」等の要件では、保育施設等の利用はできません。

「保育を必要とする要件」

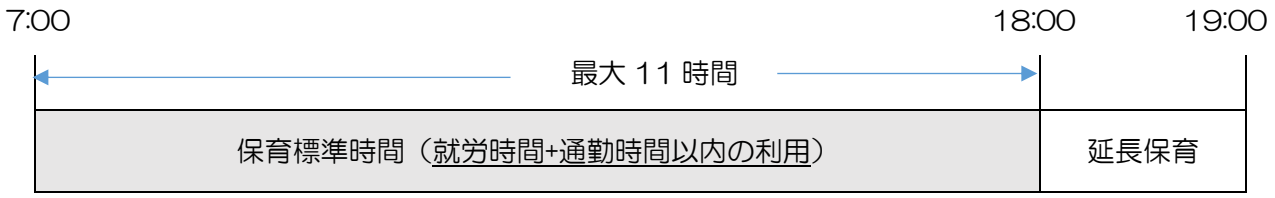
	保護者が保育を必要とする要件	認定の基準 （条件に満たない場合、申し込みできません）	利用可能期間 （期間終了後に退園）
①	就　労	休憩時間を除いて月 64 時間以上の就労	就労期間
②	求職活動 （起業準備）	月 64 時間以上の求職活動	３か月以内に①就労へ
③	出　産	出産のため保育にあたれない場合	出産（予定）日を基準として 産前産後８週の属する月
④	病気・障がい	入院・通院により保育ができない場合	該当期間
⑤	介護・看護	同居の親族が月 64 時間以上の介護・看護を必要とし、保育ができない場合	介護・看護期間
⑥	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合	復旧に必要な期間
⑦	就　学	就職に必要な技能習得のため、月 64 時間以上、学校等（職業訓練校、専門学校、大学）に通学している場合	就学期間
⑧	その他	上記に類する状態として市が認める場合	保育が必要な期間

■「保育の必要量」

保護者が子どもの保育をすることができず、「保育の必要性」があると認められた場合、「保育を必要とする要件」に応じて、保育所等を利用できる時間を**「保育標準時間認定」**、**「保育短時間認定」**に区分します。

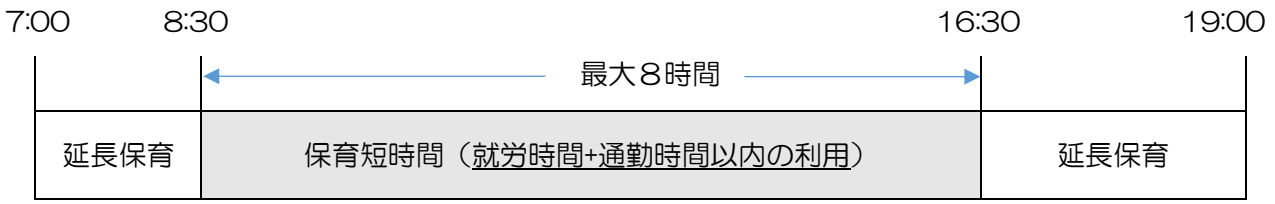
【保育標準時間認定】　**（例）両親がフルタイムで就労（原則、月 120 時間以上の就労）**

各施設の指定する最長 11 時間を通常の保育料で利用できます。



【保育短時間認定】　**（例）母がフルタイム、父がパートで就労（父が月 120 時間未満の就労）**

各施設の指定する最長８時間を通常の保育料で利用できます。



※保育施設の開所及び閉所時間、保育標準時間・短時間の対応時間は各施設で異なります（Ｐ38 参照）。

※保育標準・短時間の認定は市で行いますが、実際の預かり時間は入園後に園と決めてください。

※延長保育を利用する場合は、別途書類の提出や延長料金がかかります。各園に問合せてください。

【保育を必要とする要件ごとの認定時間の区分】

「保育を必要とする要件」に応じた認定時間は以下のとおりです。

保育必要要件	保育標準時間	保育短時間
就　労	○ （休憩時間を除いて月 120 時間以上の就労）	○ （休憩時間を除いて月 64 時間以上 120 時間未満の就労）
求職活動	×	○（３か月以内に就労開始）
出　産	○	△（希望により可）
病気・障がい	○（提出書類に応じて認定）	
介護・看護		
災害復旧		
就　学	○（時間割等による）	○（時間割等による）
育児休業	×	○（育児休業終了まで）
その他	状況に応じて認定	

※保護者のいずれかが保育短時間の認定に該当する場合は、保育短時間の認定となります。